

【協議事項 1】

地域医療介護総合確保基金事業補助金

(病床の機能分化・連携支援事業) の活用希望について

1 病床機能分化・連携支援事業の概要

< 目的 >

地域医療構想の達成のため、地域において不足している病床の機能への転換のための整備費用等を助成する。

< 補助対象 >

補助対象	対象経費
(1) <u>急性期機能病棟又は慢性期機能病棟から回復期病棟に病床の機能を転換するための施設・設備に要する経費</u>	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備 (新築, 増改築, 改修に要する工事費又は工事請負費) 設備整備 (医療機器等の備品購入費)
(2) <u>高度急性期機能病棟を新たに整備し, 又はそれらの機能を維持するために必要な施設・設備を整備するために要する経費</u>	
(3) <u>急性期機能病棟並びに慢性期機能病棟を削減するために要する経費</u> (事業縮小)	<ul style="list-style-type: none"> 不要となる病棟 (室) を他の用途に変更するために要する施設整備 不要となる建物や医療機器の処分に係る損失 職員が早期退職する場合に要する経費

< 地域医療構想調整会議における役割 >

地域医療構想調整会議において、意見を徴する必要がある。

(参照) 35ページ～ 令和6年度地域医療介護総合確保基金事業補助金概要

40ページ～ 令和6年度地域医療介護総合確保基金事業補助金【2次募集】概要
(県保健医療福祉課資料)

2 活用希望医療機関

- (1) 【医療機関名】 キラメキテラスヘルスケアホスピタル
【内 容】 令和6年7月に慢性期病床から転換した回復期37病床について、
①当該病床を有する回復期リハビリ病棟内にシャワー浴を設置するための施設整備 ②肺運動負荷システムを導入するための設備整備
【補助対象】 前頁<補助対象>の(1)慢性期機能病棟を回復期病棟に転換するために必要な施設整備費及び設備整備
【金 額】 9, 625千円(事業費:19, 250千円)
※ 事業計画概要は5～22ページ

二次募集対象医療機関

- (2) 【医療機関名】 鹿児島大学病院
【内 容】 新生児集中治療室(NICU)の老朽化した設備の更新に要する設備整備
【補助対象】 前頁<補助対象>の(2)高度急性期機能病棟を維持するために必要な設備整備費
【金 額】 1, 835千円(事業費:3, 671千円)
※ 事業計画概要は23～25ページ
- (3) 【医療機関名】 いまきいれ総合病院
【内 容】 HCUにおける人工呼吸器1台の更新, 電動式心肺人工蘇生器1台の更新
NICU・GCUにおける人工呼吸器(新生児用)2台の更新
HCUと隣接している透析室における人工腎臓装置1台の更新
【補助対象】 前頁<補助対象>の(2)高度急性期機能病棟を維持するために必要な設備整備費
【金 額】 9, 728千円(事業費:19, 457千円)
※ 事業計画概要は26～33ページ

3 今後のスケジュール

本日の部会長等会議での委員間協議の結果を踏まえ、調整会議としての意見集約を行う予定。

時 期	専門部会・調整会議	内 容
11月6日(水)	第13回回復期専門部会	① 医療機関による説明及び質疑 ② 委員間協議 ③ 部会としての意見集約
	第15回高度急性期及び急性期専門部会	① 医療機関による説明及び質疑 ② 委員間協議 ③ 部会としての意見集約
11月11日 (書面開催)	第11回慢性期及び在宅医療専門部会	① 委員へ意見照会 ② 部会としての意見集約
11月28日(木)	第14回部会長等会議	① 委員間協議 ② 部会としての意見集約
	第23回調整会議	① 委員間協議 ② 部会としての意見集約
調整会議後	県担当課へ鹿児島保健医療圏調整会議としての意見提出	
12月頃	県の内示決定	
県の内示後	活用希望医療機関による交付申請，県による交付決定	

4 各専門部会の協議結果

第13回回復期専門部会（令和6年11月6日）開催結果

キラメキテラスヘルスケアホスピタルの補助金活用希望については、地域において不足している回復期病床への転換のために必要な整備であることから、当専門部会として「妥当」なものとする。

第11回慢性期及び在宅医療専門部会（令和6年11月11日書面開催）開催結果

<検討した意見>

キラメキテラスヘルスケアホスピタルの補助金活用希望については、地域において不足している回復期病床への転換のために必要な整備であることから、当専門部会として「妥当」なものとする。

意見（案）については、賛成多数で承認。（賛成10名 反対0名）

第15回高度急性期及び急性期専門部会（令和6年11月6日）開催結果

鹿児島大学病院、いまきいれ総合病院の補助金活用希望については、当専門部会として「妥当」なものとする。

第14回部会長等会議（令和6年11月28日）開催結果

5 協議する意見（案）

- (1) キラメキテラスヘルスケアホスピタルの補助金活用希望については、鹿児島保健医療圏において不足する回復期病床への転換のために必要な整備であることから、「妥当」とする。
- (2) 鹿児島大学病院、いまきいれ総合病院の補助金活用希望については、高度急性期機能の維持に必要な整備であることから、「妥当」とする。

令和6年度 鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金
(病床の機能分化・連携支援事業)の事業計画概要

1 医療機関の概要

医療機関名	医療法人玉昌会キラメキテラスヘルスケアホスピタル		開設者名	高田昌実								
医療機関住所・所在地	鹿児島市高麗町43番30号		構想区域	鹿児島医療圏								
診療科目	内科、腎臓内科(人工透析)、肝臓内科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、糖尿病内科、脳神経内科、心療内科、泌尿器科、皮膚科、リハビリテーション科、整形外科											
許可病床数	一般	54	療養	144	精神	0	結核	0	感染症	0	計	198
各種指定状況	在宅療養支援病院											
病床機能報告 (令和4年7月)	高度急性期	0	急性期	0	回復期	146	慢性期	52	計	198		

2 事業の概要

事業対象病棟名	4階病棟				
事業区分	①施設整備(新築・増築・改築・改修) ②設備整備 ③事業縮小(用途変更・特別損失・早期退職) (○で囲む)				
実施予定期間	令和7年3月1日～令和7年3月31日	供用開始予定	令和7年4月		
事業内容	<p>・回復期リハビリ病棟増床に伴い、病棟内にシャワー浴を設置したい。回復期リハビリ病棟患者層は、特別浴室以外にもシャワー浴を使用される場合があるが、現状病棟内にシャワー浴がないため。</p> <p>・令和6年度診療報酬改定から、回復期リハビリ病棟の対象者に心大血管等リハビリテーション料対象者が追加された。今後より多くの回復期リハビリ病棟対象患者対応の為、心大血管等リハビリの取得をする為、必要な肺運動負荷システムを導入したい。</p>				
事業目的・目標	当院の特徴である、人工透析療法とリハビリテーションを生かし、鹿児島保健医療圏に不足している透析に対応できる回復期機能を増床させる事により、地域医療の機能強化と回復期ステージに必要な人工透析療法とリハビリテーションを提供していきたいと考えております。				
機能転換する病床数	37床 (慢性期 → 回復期)				
施工面積	8.47 m ²				
当該病棟の入院基本料・特定入院料の適用					
機能転換前	療養病棟入院基本料 — 療養病棟入院基本料1				
機能転換後	回復期リハビリテーション病棟入院料 — 回復期リハビリテーション病棟入院料5 【届出予定時期】令和6年7月				
当該病棟の病床機能報告	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計
機能転換前(令和5年7月)	0	0	109	89	198
機能転換後(令和6年7月)	0	0	146	52	198
増減	0	0	37	▲ 37	0

事業費等

● 対象経費の支出額

① 施設整備		対象経費の支出額
建築工事		3,410 千円
電気設備工事		517 千円
給排水衛生・空調設備工事		4,840 千円
現場管理費		620.4 千円
法定福利費		512.6 千円
一般経費		770 千円
小計 (A)		10,670 千円
② 設備整備		対象経費の支出額
肺運動負荷システム		8,580 千円
小計 (B)		8,580 千円
③ 事業縮小		対象経費の支出額
(1)用途変更		千円
(2)特別損失		千円
(3)早期退職		千円
小計 (C)		0 千円
合計(A+B+C)		19,250 千円

● 財源内訳

基金事業補助金	9,625 千円
自己財源	9,625 千円
	千円
合計	19,250 千円

● 補助金額の算定

- ① 施設整備
- ア 基準額
 $3,214 \text{ 千円} \times 37 \text{ 床} = 118,918 \text{ 千円}$
- イ 対象経費の実支出額(A)
 10,670 千円
- ウ 補助金額(ア、イいずれか少ない額×1/2)
 $10,670 \text{ 千円} \times 1/2 = 5,335 \text{ 千円}$
- ② 設備整備
- ア 基準額
 10,800 千円
- イ 対象経費の実支出額(B)
 8,580 千円
- ウ 補助金額(ア、イいずれか少ない額×1/2)
 $8,580 \text{ 千円} \times 1/2 = 4,290 \text{ 千円}$
- ③ 事業縮小
- (1) 用途変更
- ア 基準額
 $\text{千円} \times \text{m}^2 = 0 \text{ 千円}$
- イ 対象経費の実支出額(C)
 千円
- ウ 補助金額(ア、イいずれか少ない額×1/2)
 $\text{千円} \times 1/2 = 0 \text{ 千円}$
- (2) 特別損失
- ア 対象経費の実支出額(C)
 千円
- イ 補助金額(ア×1/2)
 $\text{千円} \times 1/2 = 0 \text{ 千円}$
- (3) 早期退職
- ア 基準額
 $6,000 \text{ 千円} \times \text{人} = 0 \text{ 千円}$
- イ 対象経費の実支出額(C)
 千円
- ウ 補助金額(ア、イいずれか少ない額×1/2)
 $\text{千円} \times 1/2 = 0 \text{ 千円}$
- ④ 補助金額合計
 (①ウ+②ウ+③(1)ウ+③(2)イ+③(3)ウ)
9,625 千円

※事業内容が分かる以下の資料を添付すること

- 【施設整備】概略平面図(施工前と施工後が分かるもの:A3サイズ以下), 概算見積書等
- 【設備整備】カタログ, 概算見積書等
- 【事業縮小】(1)概略平面図(施工前と施工後が分かるもの:A3サイズ以下), 概算見積書等
 (2)不要となる建物や医療機器の処分(廃棄, 解体, 又は売却)に係る損失が分かる書類等
 (3)就業規則等の早期退職制度が規定されたもの等

7 ページ～22 ページについては、
委員のみ配布

令和6年度 鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金
(病床の機能分化・連携支援事業)の事業計画概要

1 医療機関の概要

医療機関名	鹿児島大学病院	開設者名	国立大学法人鹿児島大学									
医療機関住所・所在地	鹿児島市桜ヶ丘八丁目35-1	構想区域	鹿児島保健医療圏									
診療科目	内科、心療内科、脳神経内科、精神科、呼吸器内科、消化器内科、消化器外科、循環器内科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科、救急科、病理診断科、臨床検査科											
許可病床数	一般	662	療養	0	精神	40	結核	0	感染症	2	計	704
各種指定状況	救急告示医療機関、都道府県がん診療連携拠点病院、鹿児島県肝疾患診療連携拠点病院、鹿児島県災害派遣医療チーム(鹿児島県DMAT)、救命救急センター、第一種感染症指定医療機関、災害拠点病院、原子力災害拠点病院、鹿児島県災害派遣精神医療チーム(鹿児島県DPAT)、がんゲノム医療拠点病院、鹿児島県てんかん診療拠点機関、鹿児島県難病診療連携拠点病院、鹿児島県アレルギー疾患医療拠点病院、鹿児島県リハビリテーション支援センター、鹿児島県基幹型認知症疾患医療センター											
病床機能報告 (令和4年7月)	高度急性期	524	急性期	68	回復期	20	慢性期	0	計	612		

2 事業の概要

事業対象病棟名	新生児集中治療室(NICU)				
事業区分	①施設整備(新築・増築・改築・改修) ②設備整備 ③事業縮小(用途変更・特別損失・早期退職) (○で囲む)				
実施予定期間	令和6年11月1日～令和7年3月31日	供用開始予定	令和7年4月		
事業内容	高度急性期機能病棟の機能を維持するために新生児集中治療室(NICU)の老朽化した設備整備を行う。				
事業目的・目標	鹿児島保健医療圏は、県内で最大の患者受入先であり、特に高度急性期の患者は圏域内外からの搬入が多く、県内唯一の特定機能病院として、重篤な三次救急患者等の受け入れは責務である。高度な先端医療を提供できる環境が不可欠であり、老朽化した設備の更新が必要である。高度急性期機能病院として、県内の医療機関と連携しながら、県の最後の砦としての役割を果たしていく。				
機能転換する病床数	0床				
施工面積	— m ²				
当該病棟の入院基本料・特定入院料の適用					
機能転換前	新生児特定集中治療室管理料1				
機能転換後	新生児特定集中治療室管理料1 【届出予定時期】—				
当該病棟の病床機能報告	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計
機能転換前(令和5年7月)	9				9
機能転換後(令和7年7月)	9				9
増減	0	0	0	0	0

事業費等

● 対象経費の支出額

①施設整備		対象経費の支出額
		千円
		千円
		千円
		千円
		千円
		千円
		千円
	小計 (A)	0 千円
②設備整備		対象経費の支出額
機器購入		3,671 千円
		千円
	小計 (B)	3,671 千円
③事業縮小		対象経費の支出額
(1)用途変更		千円
(2)特別損失		千円
(3)早期退職		千円
		千円
	小計 (C)	0 千円
合計(A+B+C)		3,671 千円

● 財源内訳

基金事業補助金	1,835 千円
自己財源	1,836 千円
	千円
合計	3,671 千円

● 補助金額の算定

- ① 施設整備
- ア 基準額
 $\frac{\text{千円} \times \text{床}}{\text{千円}} = 0 \text{ 千円}$
- イ 対象経費の実支出額(A)
 $\frac{\text{千円}}{\text{千円}}$
- ウ 補助金額(ア、イいずれか少ない額×1/2)
 $\frac{\text{千円}}{\text{千円}} \times 1/2 = 0 \text{ 千円}$
- ② 設備整備
- ア 基準額
 $60,000 \text{ 千円}$
- イ 対象経費の実支出額(B)
 $3,671 \text{ 千円}$
- ウ 補助金額(ア、イいずれか少ない額×1/2)
 $3,671 \text{ 千円} \times 1/2 = 1,835 \text{ 千円}$
- ③ 事業縮小
- (1) 用途変更
- ア 基準額
 $\frac{\text{千円} \times m}{\text{千円}} = 0 \text{ 千円}$
- イ 対象経費の実支出額(C)
 $\frac{\text{千円}}{\text{千円}}$
- ウ 補助金額(ア、イいずれか少ない額×1/2)
 $\frac{\text{千円}}{\text{千円}} \times 1/2 = 0 \text{ 千円}$
- (2) 特別損失
- ア 対象経費の実支出額(C)
 $\frac{\text{千円}}{\text{千円}}$
- イ 補助金額(ア×1/2)
 $\frac{\text{千円}}{\text{千円}} \times 1/2 = 0 \text{ 千円}$
- (3) 早期退職
- ア 基準額
 $\frac{6,000 \text{ 千円} \times \text{人}}{\text{千円}} = 0 \text{ 千円}$
- イ 対象経費の実支出額(C)
 $\frac{\text{千円}}{\text{千円}}$
- ウ 補助金額(ア、イいずれか少ない額×1/2)
 $\frac{\text{千円}}{\text{千円}} \times 1/2 = 0 \text{ 千円}$
- ④ 補助金額合計
 (①ウ+②ウ+③(1)ウ+③(2)イ+③(3)ウ)
1,835 千円

※事業内容が分かる以下の資料を添付すること

- 【施設整備】概略平面図(施工前と施工後が分かるもの:A3サイズ以下), 概算見積書等
- 【設備整備】カタログ, 概算見積書等
- 【事業縮小】(1)概略平面図(施工前と施工後が分かるもの:A3サイズ以下), 概算見積書等
- (2)不要となる建物や医療機器の処分(廃棄, 解体, 又は売却)に係る損失が分かる書類等
- (3)就業規則等の早期退職制度が規定されたもの等

25 ページについては，委員のみ配布

**令和6年度 鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金
(病床の機能分化・連携支援事業)の事業計画概要**

1 医療機関の概要

医療機関名	いまきいれ総合病院		開設者名	公益社団法人昭和会								
医療機関住所・所在地	鹿児島市高麗町43番25号		構想区域	鹿児島医療圏								
診療科目	内科、糖尿病内科、血液内科、脳神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、小児科、外科、消化器外科、乳腺外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、血管外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、新生児内科、頭頸部・耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、歯科、歯科口腔外科、麻酔科、救急科、緩和ケア内科、病理診断科											
許可病床数	一般	350	療養	0	精神	0	結核	0	感染症	0	計	350
各種指定状況	救急告示病院、基幹型臨床研修病院、地域がん診療連携拠点病院、地域周産期母子医療センター、											
病床機能報告 (令和5年7月)	高度急性期	31	急性期	319	回復期	0	慢性期	0	計	350		

2 事業の概要

事業対象病棟名	HCU(10床)、NICU(9台)、GCU(12床)				
事業区分	①施設整備(新築・増築・改築・改修) ②設備整備 ③事業縮小(用途変更・特別損失・早期退職) (○で囲む)				
実施予定期間	令和6年10月1日～令和7年3月31日	供用開始予定	令和 年 月		
事業内容	HCUにおける、人工呼吸器1台の更新 NICU、GCUにおける、人工呼吸器(新生児用)2台の更新 HCUにおける、電動式心肺人工蘇生器の1台の更新 HCUと隣接している透析室における、人工腎臓装置1台の更新				
事業目的・目標	高度急性期機能病棟を維持するために必要な設備整備費				
機能転換する病床数	床 (期 → 期)				
施工面積	m ²				
当該病棟の入院基本料・特定入院料の適用					
機能転換前	-				
機能転換後	-				
【届出予定時期】令和 年 月					
当該病棟の病床機能報告	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計
機能転換前(令和5年7月)	31				31
機能転換後(令和 年 月)					0
増減	▲ 31	0	0	0	▲ 31

事業費等

● 対象経費の支出額

① 施設整備		対象経費の支出額
		千円
		千円
		千円
		千円
		千円
		千円
		千円
	小計 (A)	0 千円
② 設備整備		対象経費の支出額
	医療機器	19,457 千円
		千円
	小計 (B)	19,457 千円
③ 事業縮小		対象経費の支出額
	(1)用途変更	千円
	(2)特別損失	千円
	(3)早期退職	千円
		千円
	小計 (C)	0 千円
合計(A+B+C)		19,457 千円

● 財源内訳

基金事業補助金	9,728 千円
自己財源	9,729 千円
	千円
合計	19,457 千円

● 補助金額の算定

- ① 施設整備
- ア 基準額
 $\text{千円} \times \text{床} = \underline{\hspace{2cm}} 0 \text{ 千円}$
- イ 対象経費の実支出額(A)
 千円
- ウ 補助金額(ア,イいずれか少ない額×1/2)
 $\text{千円} \times 1/2 = \underline{\hspace{2cm}} 0 \text{ 千円}$
- ② 設備整備
- ア 基準額
 $60,000 \text{ 千円}$
- イ 対象経費の実支出額(B)
 $19,457 \text{ 千円}$
- ウ 補助金額(ア,イいずれか少ない額×1/2)
 $19,457 \text{ 千円} \times 1/2 = \underline{\hspace{2cm}} 9,728 \text{ 千円}$
- ③ 事業縮小
- (1) 用途変更
- ア 基準額
 $\text{千円} \times \text{m} = \underline{\hspace{2cm}} 0 \text{ 千円}$
- イ 対象経費の実支出額(C)
 千円
- ウ 補助金額(ア,イいずれか少ない額×1/2)
 $\text{千円} \times 1/2 = \underline{\hspace{2cm}} 0 \text{ 千円}$
- (2) 特別損失
- ア 対象経費の実支出額(C)
 千円
- イ 補助金額(ア×1/2)
 $\text{千円} \times 1/2 = \underline{\hspace{2cm}} 0 \text{ 千円}$
- (3) 早期退職
- ア 基準額
 $\text{千円} \times \text{人} = \underline{\hspace{2cm}} 0 \text{ 千円}$
- イ 対象経費の実支出額(C)
 千円
- ウ 補助金額(ア,イいずれか少ない額×1/2)
 $\text{千円} \times 1/2 = \underline{\hspace{2cm}} 0 \text{ 千円}$
- ④ 補助金額合計
 (①ウ+②ウ+③(1)ウ+③(2)イ+③(3)ウ)
 $\underline{\hspace{2cm}} 9,728 \text{ 千円}$

※事業内容が分かる以下の資料を添付すること

【施設整備】概略平面図(施工前と施工後が分かるもの:A3サイズ以下), 概算見積書等

【設備整備】カタログ, 概算見積書等

【事業縮小】(1)概略平面図(施工前と施工後が分かるもの:A3サイズ以下), 概算見積書等

(2)不要となる建物や医療機器の処分(廃棄, 解体, 又は売却)に係る損失が分かる書類等

(3)就業規則等の早期退職制度が規定されたもの等

28 ページから 34 ページについて
は、委員のみ配布

令和6年度 地域医療介護総合確保基金事業補助金
(病床の機能分化・連携支援事業) について

1 目的

地域医療構想の達成のため、地域において不足している病床の機能への転換のための整備費用等を助成する。

2 補助対象

健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関(鹿児島県内に存する医療機関に限る。)が行う次の事業を補助対象とする。

(1) 急性期機能病棟又は慢性期機能病棟から回復期機能病棟に病床の機能を転換するに当たり、施設・設備の整備に要する経費

- ・急性期機能病棟：急性期一般入院基本料，特定機能病院一般病棟7対1入院基本料，特定機能病院一般病棟10対1入院基本料，専門病院7対1入院基本料，専門病院10対1入院基本料，小児入院医療管理料2，小児入院医療管理料3を算定する病棟
- ・慢性期機能病棟：療養病棟入院基本料，療養病棟特別入院基本料，障害者施設等7対1入院基本料，障害者施設等10対1入院基本料，障害者施設等13対1入院基本料，障害者施設等15対1入院基本料，特殊疾患入院医療管理料，緩和ケア病棟入院料2，特殊疾患病棟入院料を算定する病棟
- ・回復期機能病棟：地域一般入院基本料，一般病棟特別入院基本料，専門病院13対1入院基本料，小児入院医療管理料4，小児入院医療管理料5，回復期リハビリテーション病棟入院料，地域包括ケア病棟入院料，地域包括ケア入院医療管理料，緩和ケア病棟入院料，特定一般病棟入院料を算定する病棟

○対象経費及び補助金額(算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨て)

補助金の交付対象となる経費	基準額	補助金額
地域一般入院基本料，一般病棟特別入院基本料，専門病院13対1入院基本料，小児入院医療管理料4，小児入院医療管理料5，回復期リハビリテーション病棟入院料，地域包括ケア病棟入院料，地域包括ケア入院医療管理料，緩和ケア病棟入院料，特定一般病棟入院料を算定する回復期機能病棟に病床の機能を転換するために要する次の経費	1 施設整備 (1) 新築又は増改築 1床当たり 4,378千円 (2) 改修 1床当たり 3,214千円 2 設備整備 1施設当たり 10,800千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額
1 施設整備 新築，増改築，改修に要する工事費又は工事請負費 2 設備整備 医療機器等の備品購入費		

(2) 救命救急入院料，特定集中治療室管理料，ハイケアユニット入院医療管理料，脳卒中ケアユニット入院医療管理料，小児特定集中治療室管理料，新生児特定集中治療室管理料，総合周産期特定集中治療室管理料，新生児治療回復室入院医療管理料を算定する高度急性期機能病棟を新たに整備し，又はそれらの機能を維持するために必要な施設・設備（鹿児島県がん診療施設施設整備費補助金交付要綱及び鹿児島県がん診療施設設備整備事業補助金交付要綱の対象となる施設・設備を除く。）を整備するために要する経費。

○対象経費及び補助金額(算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨て)

補助金の交付対象となる経費	基準額	補助金額
救命救急入院料，特定集中治療室管理料，ハイケアユニット入院医療管理料，脳卒中ケアユニット入院医療管理料，小児特定集中治療室管理料，新生児特定集中治療室管理料，総合周産期特定集中治療室管理料，新生児治療回復室入院医療管理料を算定する高度急性期機能病棟を新たに整備し，又はそれらの機能を維持するために要する次の経費	1 施設整備 (1) 新築又は増改築 1床当たり 4,378千円 (2) 改修 1床当たり 3,214千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額
1 施設整備 新築，増改築，改修に要する工事費又は工事請負費	2 設備整備 医療機器等の備品購入費	
	2 設備整備 60,000千円	

- (3) 急性期一般病棟入院基本料，特定機能病院一般病棟7対1入院基本料，特定機能病院一般病棟10対1入院基本料，専門病院7対1入院基本料，専門病院10対1入院基本料，小児入院医療管理料2，小児入院医療管理料3を算定する急性期機能病棟並びに療養病棟入院基本料，療養病棟特別入院基本料，障害者施設等7対1入院基本料，障害者施設等10対1入院基本料，障害者施設等13対1入院基本料，障害者施設等15対1入院基本料，特殊疾患入院医療管理料，緩和ケア病棟入院料2，特殊疾患病棟入院料を算定する慢性期機能病棟を削減するために要する経費（事業縮小）。

○対象経費及び補助金額(算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨て)

補助金の交付対象となる経費	基準額	補助金額
急性期機能病棟（室）又は慢性期機能病棟（室）の削減に伴い、不要となる病棟（室）を他の用途へ変更（機能転換は除く）するために要する次の経費 1 施設整備 改修に要する工事費又は工事請負費 ・ 鹿児島県地域医療構想公示日までに取得（契約）したものに限り対象とする。	1 鉄筋コンクリート 200,900円／用途変更 面積1㎡ 2 ブロック 175,100円／用途変更 面積1㎡	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額
急性期機能病棟（室）又は慢性期機能病棟（室）の削減に伴い、不要となる建物（病棟・病室等）や医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失（固定資産除却損・固定資産廃棄損（解体費用，処分費用）・固定資産売却損（売却収入を含む）（注1）（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る） ・ 鹿児島県地域医療構想公示日までに取得（契約）したものに限り対象とする。 ・ 有姿除却は対象としない。	-	
急性期機能病棟（室）又は慢性期機能病棟（室）の削減に伴い、職員が早期退職する場合に要する次の経費 退職する職員の早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額	早期退職制度を活用する職員 6,000千円／人	

(注1) 固定資産売却損については、関係事業者への売却は対象外とし、第三者への売却のみを対象とする。ただし、複数の不動産鑑定士や専門業者の鑑定状況を踏まえた、市場価格と大幅な乖離がない場合（売却後に「購入者が未使用」又は「売却者が継続使用」する場合を除く。）は、関係事業者でも対象とする。

※ 関係事業者とは、医療法第51条第1項に定める理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令（医療法施行規則第32条の6第1項第1号）で定める特殊の関係がある者をいう。

3 補助金の交付条件等

- (1) 本補助金は「鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱」に基づき交付される補助金であり、同交付要綱に定める事項を遵守すること。
- (2) 補助事業の実施に当たっては、あらかじめ補助事業者が属する構想区域に設置される「地域医療構想調整会議」において意見を徴する必要があること。
- (3) 補助事業者が本補助金により回復期機能病棟に病床の機能を転換した場合は以下の事項を遵守すること。
 - ① 本補助金によって転換した病床について、補助事業完了以降の直近の年度の病床機能報告において、回復期機能を担う病床として報告しなければならないこと。
 - ② 本補助金によって転換した病床について、知事の承認を受けないで、地域包括ケア病棟入院料(地域包括ケア入院医療管理料を含む。)又は回復期リハビリテーション病棟入院料以外の算定に変更してはならないこと。
- (4) 補助事業者が本補助金により、高度急性期機能病棟を新たに整備、又はそれらの機能を維持するために必要な施設・設備を整備した場合は以下の事項を遵守すること。
 - ① 本補助金によって整備した病床について、補助事業完了以降の直近の年度の病床機能報告において、高度急性期機能を担う病床として報告しなければならないこと。
 - ② 本補助金によって整備した病床について、知事の承認を受けないで、整備した病床の特定入院料(救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料、新生児治療回復室入院医療管理料)以外の算定に変更してはならないこと。
- (5) 補助事業者が本補助金により不要となる病棟(室)を他の用途に変更した場合は以下の事項を遵守すること。
 - ① 本補助金によって転換した病床について、知事の承認を受けないで、変更した用途以外の用途に変更してはならないこと。

4 事業計画概要等の提出について

- (1) 提出書類(令和6年度に提出)
 - ① 令和6年度 鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金(病床の機能分化・連携支援事業)の事業計画概要
 - ② 【施設整備】概略平面図(施工前と施工後が分かるもの)・概算見積書等
 - ③ 【設備整備】カタログ・概算見積書等
 - ④ 【事業縮小】(1) 用途変更
概略平面図(施工前と施工後が分かるもの)・概算見積書等
(2) 特別損失
不要となる建物や医療機器の処分(廃棄、解体、又は売却)に係る損失が分かる書類
(3) 早期退職
就業規則等の早期退職制度が規定されたもの
 - ⑤ 連絡先票

※①、⑤の電子データ(エクセル形式)は、鹿児島県ホームページ内で掲載予定。

(2) 提出期限
令和5年10月4日(水)

(3) 提出先
鹿児島県くらし保健福祉部保健医療福祉課医療政策係
所在地：〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
電子メール：iryokaikaku-iryoseisaku@pref.kagoshima.lg.jp

※郵送又は電子メールにて提出

電子メール送信の場合、添付資料をPDFファイルで送信してください。また、メールが正しく送付されているかを確認するため、メールを送付した旨を必ず電話でお知らせください。

5 事業計画概要の提出に当たっての留意点等

(1) 補助事業として交付決定される前に事業に着手(工事請負業者との契約等)した場合は、補助の対象外となること。

(2) 事業計画概要の提出は補助金の交付を約束するものではなく、地域医療構想調整会議における議論の結果や、県の予算以上の応募があった場合等により採択されない場合もあり得ること。

(3) 今回提出された事業計画概要等は、補助事業者が属する構想区域に設置される「地域医療構想調整会議」の会議資料として配布されるものであること。

また、同調整会議において、事業計画概要等に基づき、事業内容や目的・目標等を医療機関から説明をしていただく予定であること。

6 今後のスケジュール(予定)【令和6年度】

(1) 【令和6年6月～8月頃】令和6年度の事業計画概要の提出(医療機関→県)

(2) 【令和6年10月～11月頃】地域医療構想調整会議における意見聴取

(3) 【令和6年11月～12月頃】地域医療構想調整会議の結果等をもとに各医療機関へ内示

(4) 【内示後】鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱に基づく交付申請・交付決定

※内示時期については、地域医療構想調整会議の開催状況等によっては変更となる場合もある。

【問合せ先】

鹿児島県くらし保健福祉部保健医療福祉課医療政策係

担当：垂野(たるの)

電話：099-286-2738

メール：iryokaikaku-iryoseisaku@pref.kagoshima.lg.jp

令和6年度 地域医療介護総合確保基金事業補助金
(病床の機能分化・連携支援事業) について【2次募集】

1 目的

地域医療構想の達成のため、地域において不足している病床の機能への転換のための整備費用等を助成する。

2 補助対象

健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関(鹿児島県内に存する医療機関に限る。)が行う次の事業を補助対象とする。

(1) 急性期機能病棟又は慢性期機能病棟から回復期機能病棟に病床の機能を転換するに当たり、施設・設備の整備に要する経費

- ・急性期機能病棟：急性期一般入院基本料，特定機能病院一般病棟7対1入院基本料，特定機能病院一般病棟10対1入院基本料，専門病院7対1入院基本料，専門病院10対1入院基本料，小児入院医療管理料2，小児入院医療管理料3を算定する病棟
- ・慢性期機能病棟：療養病棟入院基本料，療養病棟特別入院基本料，障害者施設等7対1入院基本料，障害者施設等10対1入院基本料，障害者施設等13対1入院基本料，障害者施設等15対1入院基本料，特殊疾患入院医療管理料，緩和ケア病棟入院料2，特殊疾患病棟入院料を算定する病棟
- ・回復期機能病棟：地域一般入院基本料，一般病棟特別入院基本料，専門病院13対1入院基本料，小児入院医療管理料4，小児入院医療管理料5，回復期リハビリテーション病棟入院料，地域包括ケア病棟入院料，地域包括ケア入院医療管理料，緩和ケア病棟入院料，特定一般病棟入院料を算定する病棟

○対象経費及び補助金額(算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨て)

補助金の交付対象となる経費	基準額	補助金額	
地域一般入院基本料，一般病棟特別入院基本料，専門病院13対1入院基本料，小児入院医療管理料4，小児入院医療管理料5，回復期リハビリテーション病棟入院料，地域包括ケア病棟入院料，地域包括ケア入院医療管理料，緩和ケア病棟入院料，特定一般病棟入院料を算定する回復期機能病棟に病床の機能を転換するために要する次の経費	1 施設整備	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	
	(1) 新築又は増改築 1床当たり		4,378千円
	(2) 改修 1床当たり		3,214千円
	2 設備整備 1施設当たり		10,800千円
1 施設整備 新築，増改築，改修に要する工事費又は工事請負費			
2 設備整備 医療機器等の備品購入費			

(2) 救命救急入院料，特定集中治療室管理料，ハイケアユニット入院医療管理料，脳卒中ケアユニット入院医療管理料，小児特定集中治療室管理料，新生児特定集中治療室管理料，総合周産期特定集中治療室管理料，新生児治療回復室入院医療管理料を算定する高度急性期機能病棟を新たに整備し，又はそれらの機能を維持するために必要な施設・設備（鹿児島県がん診療施設設備整備費補助金交付要綱及び鹿児島県がん診療施設設備整備事業補助金交付要綱の対象となる施設・設備を除く。）を整備するために要する経費。

○対象経費及び補助金額（算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨て）

補助金の交付対象となる経費	基準額	補助金額
救命救急入院料，特定集中治療室管理料，ハイケアユニット入院医療管理料，脳卒中ケアユニット入院医療管理料，小児特定集中治療室管理料，新生児特定集中治療室管理料，総合周産期特定集中治療室管理料，新生児治療回復室入院医療管理料を算定する高度急性期機能病棟を新たに整備し，又はそれらの機能を維持するために要する次の経費	1 施設整備 (1) 新築又は増改築 1床当たり 4,378千円 (2) 改修 1床当たり 3,214千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額 1 基準額 2 対象経費の実支出額
1 施設整備 新築，増改築，改修に要する工事費又は工事請負費 2 設備整備 医療機器等の備品購入費	2 設備整備 60,000千円	3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額

- (3) 急性期一般病棟入院基本料，特定機能病院一般病棟7対1入院基本料，特定機能病院一般病棟10対1入院基本料，専門病院7対1入院基本料，専門病院10対1入院基本料，小児入院医療管理料2，小児入院医療管理料3を算定する急性期機能病棟並びに療養病棟入院基本料，療養病棟特別入院基本料，障害者施設等7対1入院基本料，障害者施設等10対1入院基本料，障害者施設等13対1入院基本料，障害者施設等15対1入院基本料，特殊疾患入院医療管理料，緩和ケア病棟入院料2，特殊疾患病棟入院料を算定する慢性期機能病棟を削減するために要する経費（事業縮小）。

○対象経費及び補助金額(算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨て)

補助金の交付対象となる経費	基準額	補助金額
急性期機能病棟（室）又は慢性期機能病棟（室）の削減に伴い、不要となる病棟（室）を他の用途へ変更（機能転換は除く）するために要する次の経費 1 施設整備 改修に要する工事費又は工事請負費 ・ 鹿児島県地域医療構想公示日までに取得（契約）したものに限り対象とする。	1 鉄筋コンクリート 200,900円／用途変更 面積1㎡ 2 ブロック 175,100円／用途変更 面積1㎡	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額
急性期機能病棟（室）又は慢性期機能病棟（室）の削減に伴い、不要となる建物（病棟・病室等）や医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失（固定資産除却損・固定資産廃棄損（解体費用，処分費用）・固定資産売却損（売却収入を含む）（注1）（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る） ・ 鹿児島県地域医療構想公示日までに取得（契約）したものに限り対象とする。 ・ 有姿除却は対象としない。	-	
急性期機能病棟（室）又は慢性期機能病棟（室）の削減に伴い、職員が早期退職する場合に要する次の経費 退職する職員の早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額	早期退職制度を活用する職員 6,000千円／人	

(注1) 固定資産売却損については、関係事業者への売却は対象外とし、第三者への売却のみを対象とする。ただし、複数の不動産鑑定士や専門業者の鑑定状況を踏まえた、市場価格と大幅な乖離がない場合（売却後に「購入者が未使用」又は「売却者が継続使用」する場合を除く。）は、関係事業者でも対象とする。

※ 関係事業者とは、医療法第51条第1項に定める理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令（医療法施行規則第32条の6第1項第1号）で定める特殊の関係がある者をいう。

3 補助金の交付条件等

- (1) 本補助金は「鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱」に基づき交付される補助金であり、同交付要綱に定める事項を遵守すること。
- (2) 補助事業の実施に当たっては、あらかじめ補助事業者が属する構想区域に設置される「地域医療構想調整会議」において意見を徴する必要があること。
- (3) 補助事業者が本補助金により回復期機能病棟に病床の機能を転換した場合は以下の事項を遵守すること。
 - ① 本補助金によって転換した病床について、補助事業完了以降の直近の年度の病床機能報告において、回復期機能を担う病床として報告しなければならないこと。
 - ② 本補助金によって転換した病床について、知事の承認を受けずに、地域包括ケア病棟入院料(地域包括ケア入院医療管理料を含む。)又は回復期リハビリテーション病棟入院料以外の算定に変更してはならないこと。
- (4) 補助事業者が本補助金により、高度急性期機能病棟を新たに整備、又はそれらの機能を維持するために必要な施設・設備を整備した場合は以下の事項を遵守すること。
 - ① 本補助金によって整備した病床について、補助事業完了以降の直近の年度の病床機能報告において、高度急性期機能を担う病床として報告しなければならないこと。
 - ② 本補助金によって整備した病床について、知事の承認を受けずに、整備した病床の特定入院料(救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料、新生児治療回復室入院医療管理料)以外の算定に変更してはならないこと。
- (5) 補助事業者が本補助金により不要となる病棟(室)を他の用途に変更した場合は以下の事項を遵守すること。
 - ① 本補助金によって転換した病床について、知事の承認を受けずに、変更した用途以外の用途に変更してはならないこと。

4 事業計画概要等の提出について

(1) 提出書類

- ① 令和6年度 鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金(病床の機能分化・連携支援事業)の事業計画概要
- ② 【施設整備】概略平面図(施工前と施工後が分かるもの)・概算見積書等
- ③ 【設備整備】カタログ・概算見積書等
- ④ 【事業縮小】
 - (1) 用途変更
概略平面図(施工前と施工後が分かるもの)・概算見積書等
 - (2) 特別損失
不要となる建物や医療機器の処分(廃棄、解体、又は売却)に係る損失が分かる書類
 - (3) 早期退職
就業規則等の早期退職制度が規定されたもの

⑤ 連絡先票

※①⑤は電子データ(エクセル形式)を、県ホームページ内で入手可能です。

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae01/kenko-fukushi/kenko-iryo/kikan/imu/r04byosyokinou-bunkarenkeishien.html>

ホーム > 健康・福祉 > 健康・医療 > 医師・医療機関 > 医務 > 令和6年度地域医療介護総合確保基金事業補助金(病床の機能分化・連携支援事業)2次募集について

(2) 提出期限
令和6年9月27日（金）

(3) 提出先
鹿児島県保健福祉部保健医療福祉課医療政策係
所在地：〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
電子メール：iryokaikaku-iryoseisaku@pref.kagoshima.lg.jp
※電子メールにて提出
電子メール送信の際は、添付資料をPDFファイルで送信してください。また、メールが正しく送付されているかを確認するため、メールを送付した旨を必ず電話でお知らせください。

5 事業計画概要の提出に当たっての留意点等

- (1) 補助事業として交付決定される前に事業に着手（工事請負業者との契約等）した場合は、補助の対象外となること。
- (2) 「地域医療構想調整会議」において意見を徴する以前に入院基本料等を変更した場合、補助の対象外となる場合があること。
- (3) 事業計画概要の提出は補助金の交付を約束するものではなく、地域医療構想調整会議における議論の結果や、県の予算以上の応募があった場合等により採択されない場合もあり得ること。
- (4) 今回提出された事業計画概要等は、補助事業者が属する構想区域に設置される「地域医療構想調整会議」の会議資料として配布されるものであること。
また、同調整会議において、事業計画概要等に基づき、事業内容や目的・目標等を医療機関から説明をしていただく予定であること。

6 今後のスケジュール（予定）【令和6年度】

- (1) 【9月27日（金）まで】令和6年度の事業計画概要の提出（医療機関→県）
- (2) 【10月～11月頃】地域医療構想調整会議における意見聴取
- (3) 【11月～12月頃】地域医療構想調整会議の結果等をもとに各医療機関へ内示
- (4) 【内示後】鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱に基づく交付申請・交付決定

※ 内示時期については、地域医療構想調整会議の開催状況や予算措置状況等によっては変更となる場合もある。

【問合せ先】

鹿児島県保健福祉部保健医療福祉課医療政策係

担当：工藤

電話：099-286-2738

メール：iryokaikaku-iryoseisaku@pref.kagoshima.lg.jp